

亀岡市新婚世帯等支援事業補助金

(補助金上限額：30万円)

① 対象世帯 【亀岡市内に住む、双方が以下のすべてを満たす世帯】

1. 補助金の申請年度(4月1日から3月31日)中に婚姻届を提出した世帯又は亀岡市パートナーシップ宣誓を行なった2人
2. 婚姻・宣誓時点で39歳以下であること
3. 2人の所得の合算額が500万円未満であること
4. 市税及び府税を滞納していないこと
5. 過去に当補助又は他の地方自治体で同種の補助を受けていないこと
6. チェックリストに記載の講座の受講や相談を行ったこと

② 補助対象経費 【以下の経費のうち、新婚世帯・宣誓した2人が負担したもの】

1. 住宅購入費用
2. 住宅賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
3. 引越に係る経費

※生活保護による住宅扶助、勤務事業所からの住宅に係る手当その他の補助対象経費に類する補助を受けている場合は、当該額を控除した額が対象です。

※補助金の申請年度中に支払われたもののみが対象です。(例：入居が4月1日からで、家賃等の支払い日が3月以前のもの対象外です。)

③ 必要書類

【共通書類】

- 亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(指定様式)
- 誓約書(指定様式)
- チェックリスト(申請者用)
- (1)(2)のどちらか
 - (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書
 - (2) 亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- 世帯全員の住民票(亀岡市市民課で発行)
- 双方の市税の完納証明書(亀岡市税務課で発行・滞納がないことが分かるもの)
- 双方の府税の納税証明書(南丹広域振興局税務課で発行・滞納がないことが分かるもの)
- 双方の所得証明書(申請年の1月1日時点で居住していた市区町村税務課で発行・現時点で発行される最新のもの)
- 領収書の写し(補助金の申請年度中に支払われたもののみが対象)
- 費用内訳の分かる書類(例えば、住宅賃借の場合、賃料や敷金、礼金等の但し書きなど)
- 補助対象住宅の位置図(地図やスクリーンショットで出力したものなど)

→裏面へ

【住宅購入の場合に必要な書類】

- 登記事項全部証明書（建物）
- 売買に係る契約書（写し）

【住宅賃借の場合に必要な書類】

- 賃貸借に係る契約書（写し）

【以下、該当する場合に必要な書類】

- 受講した講座や相談の内容が確認できる書類
- 手当てその他補助対象経費に類する補助の支給額が分かる書類
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類

④ 申請後の流れ

補助金申請者から③に記載した全ての必要書類の提出後、不備等がなければ亀岡市より交付決定兼交付確定通知書を送付します。

手元に届きましたら記載の内容を確認いただき、同封する次の（１）（２）の書類提出をお願いします。

（１）アンケート（講座の受講に伴う感想を記入。）

（２）請求書（補助金申請者名、交付確定金額、振込先を記入。）

※例えば、補助金申請者が夫であれば、口座も夫でなければ振込出来ません。

※アンケートと請求書の提出後、約３週間で指定の口座に振込みが完了します。